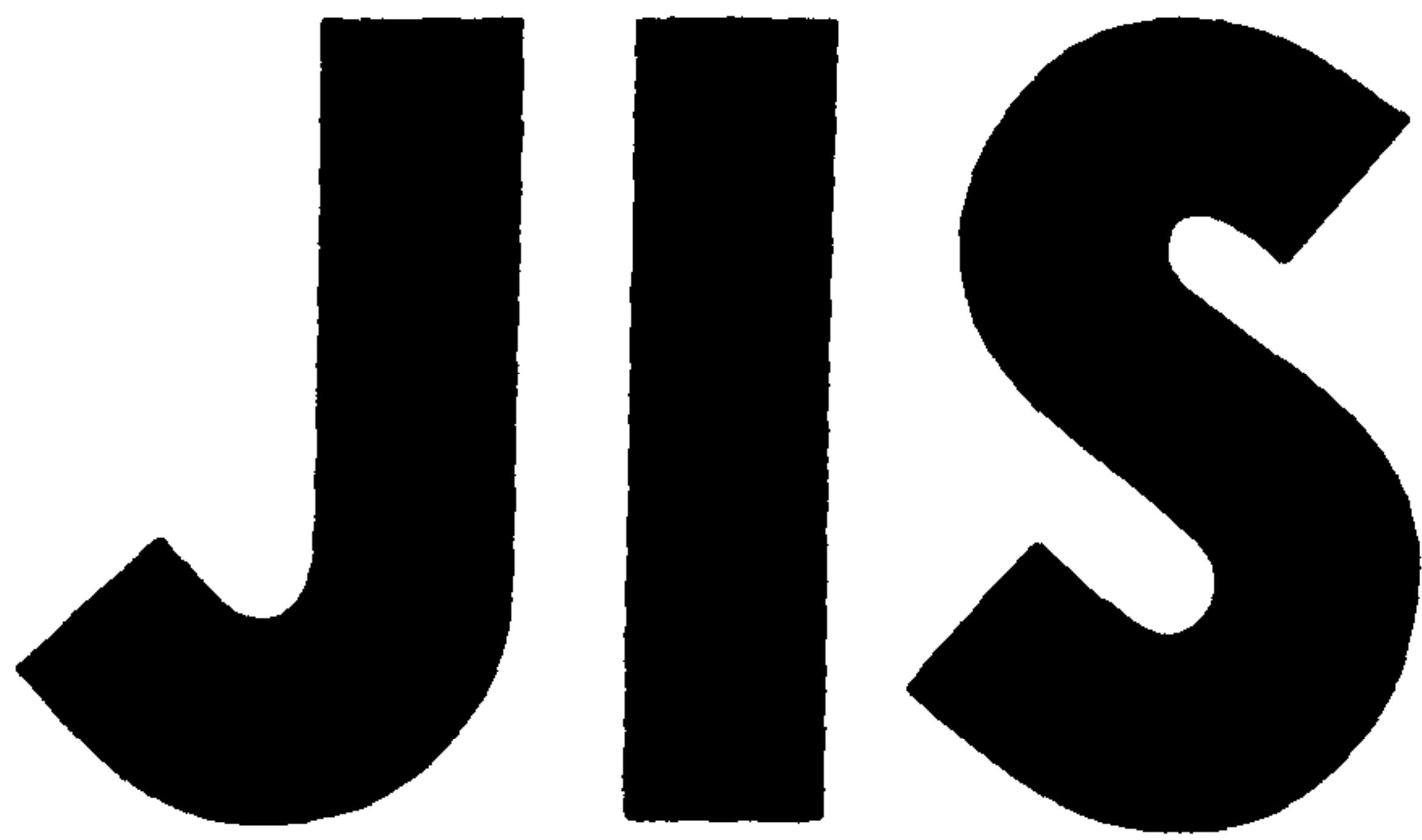


UDC 669.3.058-419.001.4 : 621.3.049.75



C 0112

(IEC 721-3-0)

環境条件の分類

環境パラメータとその厳しさの グループ別分類 通則

JIS C 0112⁻¹⁹⁹⁵

(IEC 721-3-0:1984)

平成 7 年 3 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 7. 3. 1

官 報 公 示：平成 7. 3. 1

原案作成協力者：財団法人 日本電子部品信頼性センター

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会（部会長 多田 邦雄）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課(番号100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

環境条件の分類

環境パラメータとその厳しさの グループ別分類 通則

C 0112-1995

(IEC 721-3-0:1984)

Classification of environmental conditions

Part 3 : Classification of groups of environmental
parameters and their severities Introduction

日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1984年第1版として発行されたIEC 721-3-0 (Classification of environmental conditions Part 3 : Classification of groups of environmental parameters and their severities. Introduction) 及びAmendment 1(1987)を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、修正票(Amendment)については、編集し、一体とした。

なお、この規格で下線(点線)を施してある事項は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲

この規格は、製品が輸送、据付け、貯蔵及び使用中に遭遇する極端な(短期間の)条件を含んだものとして、環境パラメータとその厳しさの分類を規定する。分類した個々のグループは、製品が使用される様々な分野(例えば、室内、車載、輸送)に適用される。分類は、製品の限定された使用条件(例えば、温度制御された部屋)から制約のない使用条件までの範囲を考慮している。

また、分類は、自然環境に加えて、人工的条件も包含している。

2. 目的

この通則は、環境パラメータとその厳しさのグループ別分類の規格を利用する場合の指針であり、この分類の適用と限界を含んでいる。

また、この通則では製品の寿命の間に遭遇するであろう環境条件と、製品がそのような環境条件下で満足な動作をすることを確認するための試験条件との相違についても述べてある。設計の段階でこの通則を利用する際、環境条件の制約とそれに対する防護方法についても規定している。発生の可能性が少なく、また、通常の使用状態で短時間現れる極端な環境条件と、長期にわたる環境条件との相違について述べてある。

また、環境パラメータの影響を表すために発生期間又は発生頻度に関する指針を示す。

この環境パラメータとその厳しさのグループ別分類の各規格で定義した分類との誤用を避けるために、この規格を参照することを推奨する。

3. 規格内容とその分類

環境条件の規格を製品の置かれている条件に応じて、次のように分類する。